

理事会運営規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団明光教育研究所定款 43 条の規定に基づき、理事会の運営に関し必要な事項について定めることにより、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（構成）

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員以外の出席）

第3条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見又は説明を求めることができる。

（理事会の種類）

第4条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に 3 月、6 月及び 11 月の年 3 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、理事会にこれの報告をする必要があると認めるときに、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（欠席）

第5条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(報告事項)

第6条 代表理事、副代表理事は毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、次の各号に掲げる自己の職務の執行状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について理事会に報告しなければならない。

- (1) 事業活動の概況
 - (2) 事業年度終了後の事業報告及び決算
 - (3) 重要事項についての報告
 - (4) 行政庁等に対する届出等のうち特に重要な事項の経過
 - (5) 諮問機関等重要組織の活動状況
 - (6) 理事会の決議事項のうち特に重要な事項の経過
 - (7) その他理事会から報告をもとめられた事項
- 2 競業取引又は利益相反取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第7条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第6条第1項の規定による報告には適用しない。

(議題の審議順序)

第8条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理事会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

(決議の方法)

第9条 議長は、可否同数のときを除き、理事会の決議に加わることができない。

(採決)

第10条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めたときは、審議を終了させ採決しなければならない。

- 2 議長は、議案に対して修正案が出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(議事録記載事項)

第11条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 通常理事会及び臨時理事会

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 次に掲げる招集によるときは、その旨
 - イ 代表理事以外の理事の請求を受けた招集
 - ロ 監事の請求を受けた招集
 - ハ 監事の招集
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 理事の報告
 - ロ 監事の報告
 - ハ 監事の意見
- (6) 議長の氏名
- (7) 出席した理事及び監事の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) その他法令及び施行規則に定められた事項

3 定款第40条のみなし理事会

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項を提案した理事の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(議事録の配布)

第12条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この規則は、この法人の一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年6月21日開催の理事会の決議をもって、平成28年6月21日から変更実施する。